

# 事故発生防止及び発生時対応の指針

独立行政法人地域医療機能推進機構

若狭高浜病院附属介護老人保健施設

若狭高浜病院附属居宅介護支援センター

若狭高浜病院附属訪問看護ステーション

(総則)

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設及び附属居宅介護支援センター、附属訪問看護ステーション（以下「当施設」という）における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

## 1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では、利用者の生活上の安心と安全を保障し、生活の質の維持・向上を実現するため、介護事故の防止に努めるものとする。そのために必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別性の高いサービスの提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組むこととする。

## 2. 介護事故防止のための委員会、その他施設内の組織に関する事項

前条の目的を達成するために、当施設に「事故防止検討委員会」（以下「委員会」と略す）を設置する。

1. 委員会は、次に掲げるもので構成する。
  - ・施設長・副施設長・看護師長・介護福祉士長・看護職員・介護職員
  - ・理学療法士又は作業療法士・管理栄養士・介護支援専門員又は支援相談員
  - ・附属居宅介護支援センター管理者・附属訪問看護ステーション管理者
  - ・その他必要と認められる者
2. 委員長は看護師長とし、併設病院医療安全管理委員会に出席し報告・対応等を行う。
3. 安全対策担当者は介護福祉士長とする。
4. 委員会事務局については、看護師・介護職員とし委員会運営及び議事録作成を行う。
5. 委員会メンバー（管理職を除く）は、併設病院の医療安全対策委員会に出席し報告・対応等を行う。
6. 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は委員にあらかじめ通知する。
7. 委員会は、毎月1回の定例開催及び必要に応じて臨時会を開催する。
8. 施設長は委員長が必要とした場合、併設病院の医療安全管理委員会に出席し必要事項において対応を行う。
9. 委員長は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る。
10. 委員会にてアクシデントレポート・インシデントについての分析・防止策を検討する。
11. 委員会はアクシデントレポート・インシデントを併設病院の安全対策委員会に提出し報告する。

## 3. 介護事故等防止のための職員研修に関する基本方針

委員会又は併設病院医療安全対策委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用時はその都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。また、研修の実施内容を記録する。

## 4. 介護事故等の報告方法および、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

### (1) 報告システムの確立

情報収集のため、アクシデントレポート・インシデントを作成し、委員会に提出する。

収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。なお、この情報を報告者個人の責任追及のために用いません。

### (2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」→「要因の検証」と「改善策の立案」→「改善策の実施と結果の評価」→「必要に応じた取り組みの改善」のサイクルを活用する。

また、その過程において自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

### (3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

## 5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故等が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

### (1) 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況および当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署および家族等に速やかに連絡し必要な処置を講じます。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

### (2) 事故状況の把握

事故状況を把握するため、関係職員はアクシデントレポート・インシデントレポートで、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるように事実のみを記載するようにします。

### (3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、家族・担当CM（短期入所の利用者の場合）・必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

### (4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

## 6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設での事故発生防止及び発生時対応の指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

## 7. その他介護事故等の発生防止の推進のために必要な基本方針

介護事故等発生防止のために、委員会にてアクシデントレポート・インシデントインシデントを集計し発生時の状況を分析することにより有効な防止策を検討しその内容を職員に周知したうえで実施する。また、防止策の有効性については看護職、介護職のリーダーが中心となり観察を行い、有効性が認められない場合には再度委員会にて検討を行う。

## 8. 附則

この指針は平成18年 4月 1日より施行する

令和 5年 4月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定